

## 2 天塩川流域委員会運営方針（案）

## 2-1 天塩川流域委員会運営方針（案）

以下、天塩川流域委員会を「委員会」という。

### 1. 委員会の公開について

#### (1) 委員会の公開

委員会については、公開で審議する。但し、円滑な審議を行うため、一般傍聴者は委員会中に意見を述べることはできないものとする。

#### (2) 委員会の一般傍聴

委員会は、一般傍聴できるようにする。

##### 1) 一般傍聴の受け入れ

一般傍聴の受け入れは、全ての希望者が傍聴できることを基本とする。

一般傍聴者には委員会資料を配付する。

##### 2) 一般傍聴者の申し込み

一般傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。但し、会場に入りきれない場合は先着順とする。

##### 3) 委員会開催の周知

記者発表やホームページ掲載等により、委員会開催の周知を図る。

#### (3) 委員会の記録

事務局は、委員会の議事内容について、その議事要旨を作成し、委員長及び出席した委員の確認を得なければならない。

#### (4) 委員会資料等の公開

委員会資料及び議事要旨は公開とし、事務局はホームページへの掲載を行うとともに、旭川開発建設部及び留萌開発建設部で閲覧ができるようにする。

### 2. 関係住民等の意見聴取について

#### (1) 関係住民からの意見聴取

具体的方法等については、委員会において決定するものとする。

#### (2) 一般からの意見聴取

1) 旭川開発建設部及び留萌開発建設部のホームページ上に意見募集の仕組みをつくるものとする。

2) 旭川開発建設部治水課及び留萌開発建設部治水課に意見受付担当窓口を設置し、意見書の提出を受け付ける。

3) 受け付けた意見は、その都度委員会に報告するものとする。

### 3. 委員会事務局の事務

事務局は、委員長の指示を受けて以下の事務を行う。

- (1) 委員会資料の作成
- (2) 議事要旨の作成
- (3) 公開資料の作成
- (4) その他